

令和5年度
特別奨励金申込みのしおり



公益財団法人大阪府育英会

総務企画課

〒534 - 0026 大阪市都島区網島町 6-20
大阪私学会館 2階

業務時間 平日 (9時～17時30分)

TEL (06) 6358-3052

FAX (06) 6358-3053

ホームページ <https://www.fu-ikuei.or.jp>

児童福祉法に基づく児童養護施設等に入所している生徒、里親等に養育されている生徒、又は児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）に入居している生徒で、大学等へ進学する方に特別奨励金を給付することにより、修学を支援する制度です。

1

給付額及び給付人数

○給付額 1人 10万円（返済不要）

○給付人数 申込資格を満たす者全員

2

申込資格

以下のすべての要件を備え、在学する学校長及び入所する施設長等が推薦する生徒が対象です。

- (1) 児童福祉法第27条第1項第3号に基づき、大阪府内の児童相談所（子ども家庭センター）の措置により、里親若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者に養育されている者、児童養護施設、障がい児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所している者（契約により入所している者を含む。）、又は同法第33条の6第1項に基づく児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）に入居し、大阪府内に住所を有している者。
- (2) 学校教育法による高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校又は専修学校高等課程（これに準ずる各種学校は、大阪府内に設置されているものに限る。）に在学し、令和6年3月卒業見込みの者。
- (3) 令和6年4月に学校教育法による大学、短期大学、専修学校専門課程（修業年限2年以上の課程に限る。）に進学予定の者。
※進学先が専修学校高等課程の方は、対象外です。

3

申込手続

- (1) 提出書類
ア 特別奨励金申込書（様式1）

イ 推薦書（様式2－施設長等が作成）

※里親もしくは小規模住居型児童養育事業を行う者の場合は、児童相談所の委託証明書を添付して下さい。

※児童自立生活援助事業を行う施設の場合は、児童相談所の入居（入所）承諾通知書または実施承諾書を添付して下さい。

ウ 振込先口座の通帳のコピー（申込者本人の名義）

※金融機関名、支店名、口座名義人、口座番号が記載されている部分のコピー

エ 推薦書（様式3－学校が作成）

(2) 提出先 在学する学校

(3) 提出期限 令和5年11月2日（木）＜厳守＞

※学校から育英会への提出は、令和5年11月10日（金）です。

4

給付決定の通知

令和5年11月下旬に、在学する学校長へ通知します。

申込者及び施設長等には学校長を通じて通知します。

5

給付手続き

給付決定された方は、次の手続きが必要です。

(1) 提出書類

ア 大学等への入学手続きを完了したことを証する書類

※入学金等、入学に必要な納付金の領収書の写し等

イ 状況確認報告書（施設長等が作成）

(2) 提出先 大阪府育英会

(3) 提出期限 令和6年3月25日（月）必着

6

給付金の振込み

提出のあった書類を点検し、振込口座等を確認後、速やかに申込者本人名義の預貯金口座に振り込みます。

7

個人情報の取扱い

(1) 大阪府育英会は、個人情報の取扱いについて、個人の権利・利益を保護するため、慎重かつ適正に取扱い、また、安全に管理するため必要な措置を講じています。

(2) 氏名、住所、預貯金口座などの個人情報は、特別奨励金給付の審査及び給付金の振込事務のためだけに利用します。